

平成15年4月25日

裁判員制度における公判手続等について特に検討を要する事項

池田 修

裁判員制度を成功させるためには、裁判員が公判廷における証拠調べを通じて争点についての確な心証を形成できるような、迅速で分かりやすい公判審理を実現させなければならない。刑事裁判の現状を前提として、そのための改革が不可欠と思われる主な事項は、以下のとおりである。これらの事項は有機的に関連しており、法制化の要否を含めた具体的方策を検討しておく必要があるものと思われる。

1 公判の準備について

第1回公判期日前に、争点を整理し、証拠の請求とこれに対する意見の聴取を行い、公判審理の具体的予定を立てられるような準備手続の創設と、その前提としての証拠開示の拡充

2 公判審理について

裁判員に対し、事案の内容と争点、立証方針を分かりやすく示すことができるような方策（冒頭陳述の在り方等）

公訴事実と重要な量刑事実の存否に重点を置き、争点に集中した無駄のない証拠調べを行うための方策

証人尋問を充実させ、公判廷において真実の証言が得られるようにするための方策（書証に依存した証拠調べの見直し）

供述調書の作成状況が争われた場合に、その作成状況を裁判員に分かりやすく立証するための方策

3 その他

複数の事件の併合の在り方と併合しないで審理を行う場合の刑の取扱い

審理開始後に裁判員が欠けた場合に、新たに加わる裁判員がそれまでの証拠調べの結果について実質的な心証を採ることができるような更新手続